

# 初任運転者に対する安全運転の実技指導について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表いたします。

## 1. 基本方針

- ・初任運転者の適性、経験を踏まえて指導内容を決定し、個人個人に合わせた実技指導を行います。
- ・車種区分については大型・中型・小型など、在籍車種に応じた訓練を行います。

## 2. 指導内容

### (1) 座学指導

・旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示 第1676号)に基づき、最低10時間以上の指導教育を行います。また、運転者として選任するまでに必ず初任診断を実施します。

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法(整備管理者による指導)
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

### (2) 実技指導

・実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分(大型・中型・小型)を使用し、運行する可能性のある経路(高速道路、狭隘路、市街地、登坂路など)や観光地での実技教育を最低20時間以上行います。車両に慣れるまでは走行しやすい区間から運転を始め、徐々に難易度を上げていき、安全な運転方法、乗り心地の良い運転を繰り返し指導します。

・座学指導・実技指導終了後、運輸部長・安全管理指導官等による修了試験を実施し、見極めを行います。

## 3. 指導者について

・当社では、専任の安全管理指導官を中心に経験豊富な運転者が実技指導を行います。必要に応じて指導担当が運転し、手本を示す場合もあります。